様式１－２号

耐 震 補 強 計 画 等 評 定 申 込 書

下記につき、石川県耐震診断等評定委員会の評定をお願いいたしたく、同委員会業務取扱要領の定めを承諾の上

申し込みいたします。

令和　　　　　年　　　　月　　　　日

一般社団法人 石川県建築士事務所協会

会 　長　　　小　林　　正　澄　殿 　　　　 住　　所

申 込 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建 物 所 有 者 |  | | | | |
| 物　件 | 名　　　　称 | 棟　　　　名 | 構　造 | 階　数 | 延べ面積（㎡） |
|  |  |  |  |  |
| 耐震評定内容 | 耐震補強計画・改修実施設計　　　　　　　　（該当する内容に○印を付けて下さい） | | | | |
| 建物所在地 |  | | | | |
| 用　　途 |  | | | | |
| 業　務　担　当  事務所 |  | | | | |
| 備考 | 納期限　　年　　月　　日．　受評定可能日　　年　　月　　日．その他 | | | | |

* 耐震補強計画・改修実施設計

○　評定内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Iso　= | CTU・SD　= | F　= |

　　○　耐震安全性の分類　Ⅰ類　・Ⅱ類－１　・Ⅱ類－２　・Ⅲ-1　・Ⅲ-2　類等の選択は、下表により申込者において決定して下さい。

（目標とする評定希望欄に○印をつけて下さい）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評 定  希 望 | 耐震安全性の分類（構造体） | 建 築 物 の 種 類 | 保 有 す べ き 耐 震 安 全 性 能 |
|  | Ⅰ類 | 重要な  防災拠点建築物 | ○大地震後、構造体の補修をすることなく建物を使用し、建築設備も引き続き使用できる。  ○人命の安全と建物の機能がともに確保できる。  ○用途指標 U=1.5 以上必要 |
|  | Ⅱ類－１ | 防災拠点建築物 | ○大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建物を使用し、建築設備も引き続き使用できる。  ○人命の安全と建物の機能がともに確保できる。  ○用途指標 U=1.25 以上必要 |
|  | Ⅱ類－２ | 災害弱者の安全確保に必要な建物 | ○大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建物を使用し、建築設備も引き続き使用できる。  ○人命の安全と建物の機能がともに確保できる。  ○用途指標 U=1.25 以上必要 |
|  | Ⅲ類-1 | 文教補助対象建物等 | ○大地震後、部分的に損傷は受けるが建物としては耐力の著しい低下は生じない。  ○人命の安全が確保できる。 |
|  | Ⅲ類-2 | その他の建物 | ○大地震後、ある程度の損傷を受ける。○人命の安全が確保できる。  ○建物所有者・診断者の判断による。 |

注：耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震基準」（平成１９年１２月建設省）及び「石川県建築物耐震改修促進計画」 （平成１９年６月石川県土木部建築住宅課）による。

◆　石川県耐震診断等評定委員会方針（平成１6年　4月　23日決定）

　１）Ⅰ類及びⅡ類に属する鉄筋コンクリート造建物の耐震補強は、Ｆ値　1.0以下の式（５）を用いた ＩＳ値で判定する事とする。

　２） Ｆ値が　1.0を超える大きな変形に対して、建物の耐震性能が確保できるように配慮をした場合については、前項の規定は適用しな い。

　３）今後の耐震技術の向上等を考慮して、前々項 １）の指針は適当な時期に見直すものとする。